

## 別紙1

## 令和4年度分一人当たり保険税額の算定結果（令和3年度分算定との比較）

《医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合算》

（単位：円）

市町村名	令和3年度分算定 ①	令和4年度分算定 ②	比較	
			金額の差 ③=②-①	増減率 ④=③÷①
大分市	123,155	129,674	6,519	5.29%
別府市	100,052	102,417	2,365	2.36%
中津市	110,514	116,084	5,570	5.04%
日田市	127,044	133,922	6,878	5.41%
佐伯市	121,793	125,786	3,993	3.28%
臼杵市	107,522	115,139	7,617	7.08%
津久見市	108,415	117,275	8,860	8.17%
竹田市	133,632	142,494	8,862	6.63%
豊後高田市	114,141	121,481	7,340	6.43%
杵築市	120,138	125,607	5,469	4.55%
宇佐市	108,746	116,250	7,504	6.90%
姫島村	99,042	101,055	2,013	2.03%
日出町	124,333	132,867	8,534	6.86%
九重町	131,045	138,149	7,104	5.42%
玖珠町	127,732	136,645	8,913	6.98%
豊後大野市	115,748	124,993	9,245	7.99%
由布市	124,091	130,970	6,879	5.54%
国東市	110,600	119,750	9,150	8.27%
県平均	118,026	124,340	6,314	5.35%

注1 国が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」等に基づき算定。

2 一人当たり保険税額は、市町村の決算補填目的の法定外一般会計繰入等を除いた額(本来の保険税額)であり、法定外一般会計繰入等を行った場合、実際の保険税額は一般的にこの金額より低くなる。

## 令和4年度分標準保険税率の算定結果

## 【留意事項】

この算定結果は、国が示した係数等に基づき令和4年度分を算定したものである。

市町村名	令和4年度分標準保険税率(3方式)								
	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
大分市	9.31	28,353	18,600	2.96	8,779	5,759	2.83	10,093	4,988
別府市	7.82	23,822	15,627	3.07	9,101	5,970	2.83	10,103	4,992
中津市	8.62	26,262	17,228	3.03	8,974	5,887	2.81	10,036	4,959
日田市	9.06	27,597	18,104	2.90	8,594	5,638	2.71	9,692	4,790
佐伯市	8.44	25,695	16,856	3.01	8,916	5,849	2.78	9,931	4,908
臼杵市	8.10	24,679	16,190	3.05	9,049	5,936	2.85	10,184	5,033
津久見市	8.52	25,958	17,029	2.94	8,710	5,714	2.70	9,631	4,759
竹田市	9.00	27,416	17,985	2.87	8,525	5,593	2.67	9,539	4,714
豊後高田市	8.57	26,112	17,130	2.98	8,847	5,804	2.80	9,996	4,939
杵築市	9.50	28,923	18,974	2.99	8,870	5,819	2.84	10,153	5,017
宇佐市	8.27	25,193	16,526	2.94	8,703	5,709	2.75	9,818	4,851
姫島村	6.22	18,946	12,429	2.91	8,635	5,664	2.62	9,367	4,629
日出町	9.71	29,566	19,395	2.95	8,761	5,748	2.80	9,981	4,932
九重町	9.09	27,690	18,165	2.86	8,479	5,562	2.63	9,373	4,632
玖珠町	9.31	28,354	18,600	2.86	8,477	5,561	2.64	9,437	4,663
豊後大野市	9.07	27,625	18,122	2.91	8,631	5,662	2.78	9,931	4,908
由布市	9.75	29,689	19,476	3.00	8,908	5,844	2.88	10,267	5,074
国東市	8.79	26,759	17,554	2.89	8,572	5,624	2.72	9,714	4,800

注1 国が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」等により県が算定したもので、この保険税率により計算した一人当たり保険税額が別紙1の「令和4年度分算定②」の額となる。

2 市町村の決算補填目的の法定外一般会計繰入等を除いている。

3 令和4年度に実際に賦課される保険税率は、県が算定する標準保険税率等を参考に各市町村が決定する。

4 3方式とは、所得割(世帯に属する被保険者の所得に応じて)、均等割(被保険者一人当たり)、平等割(一世帯当たり)によって、世帯の国保保険税額を算定する方法。